公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第四条第一項第九号中「第十八条第十五号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項中「及び審査長五人」を「、審査長五人及び訟務官一人」に改める。

第十八条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とする。

第二十一条を第二十二条とする。

第一章第三節第三款中第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（訟務官の職務）

第二十条　訟務官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政訴訟の事務に関すること。

二　侵害の停止又は予防に関する訴訟及び損害賠償に関する訴訟の事務に関すること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第七号ハ中「、審査長」の下に「、訟務官」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十五条」を「第百二十五条の二」に改める。

第十条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第六十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第百二十一条中「情報通信行政・郵政行政審議会」を「情報通信行政・郵政行政審議会　国立研究開発法人審議会」に改める。

第一章第三節中第百二十五条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人審議会）

第百二十五条の二　国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号）の定めるところによる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十三号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条―第十二条」を「第十一条―第十三条」に、「第十三条―第二十五条」を「第十四条―第二十一条」に、「第二十六条―第三十一条」を「第二十二条―第二十七条」に、「第三十二条―第三十七条」を「第二十八条―第三十三条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第三十四条―第三十八条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第三十九条―第四十二条」に、「第四十七条―第五十条」を「第四十三条―第四十六条」に、「第七目　訟務局（第四十七条―第五十二条）」を「第七目　訟務局（第四十七条―第五十三条）　第八目　入国管理局（第五十三条―第五十八条）」に、「第五十七条―第六十条」を「第五十九条―第六十一条」に、「第六十一条―第六十四条」を「第六十二条―第六十五条」に、「第六十五条・第六十六条」を「第六十六条・第六十七条」に、「第六十七条」を「第六十八条」に、「第七十一条」を「第六十九条―第七十二条」に、「第七十五条」を「第七十六条」に、「第七十六条」を「第七十七条」に、「第七十七条―第八十二条」を「第七十八条―第八十三条」に、「第八十三条」を「第八十四条」に、「第八十四条―第八十六条」を「第八十五条―第八十七条」に改める。

第二条第一項中「六局」を「七局」に、「入国管理局」を「訟務局　入国管理局」に改める。